（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十四条　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

三　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

四　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ・ロ　（略）

（継続契約に係る共済掛金の払戻し）

第五十四条の四　法第百十三条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分の十を乗じて得た金額とする。

（削る）

（削る）

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の四　都道府県知事は、法第百二十五条の六第一項の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合（令第十八条の五第一項に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条においい

百分の百三十以上百分の百四十未満
百分の百四十以上百分の百五十未満
百分の百五十以上

百分の七十五
百分の六十二・五
百分の五十

（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十四条　法第百十三条第四項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

三　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

四　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ・ロ　（略）

（継続契約に係る共済掛金の払戻し）

第五十四条の四　法第百十三条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分の十を乗じて得た金額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額）とする。

（被共済資格者たる組合員に係る規約）

第七十一条の四　法第百二十五条の三第一項第二号の農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法とする。

第七十一条の五　法第百二十五条の三第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこととする。

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の六　都道府県知事は、法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合（令第十八条の五に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条におい